

飲料自動販売機設置業者募集要領

1 目的

この要領は、宇陀市立病院内において、患者、来院者、職員等が利用する飲料自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）設置業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上お申し込みください。

2 貸付物件及び面積

貸付する物件、面積は、下表及び仕様書のとおりです。

○財産名称：宇陀市立病院

○所在地：奈良県宇陀市榛原萩原815

物件番号	場 所	面 積	設置台数	設置方法
1	新病棟1階自販機コーナー	1.08㎡	1台	賃貸借契約
2	新病棟1階自販機コーナー	0.77㎡	1台	賃貸借契約
3	新病棟1階自販機コーナー	0.77㎡	1台	賃貸借契約
4	新病棟4階休憩談話室	0.77㎡	1台	賃貸借契約
5	新病棟5階休憩談話室	0.77㎡	1台	賃貸借契約
6	新病棟6階休憩談話室	0.77㎡	1台	賃貸借契約
7	新病棟7階休憩談話室	0.77㎡	1台	賃貸借契約

3 設置方法

自動販売機の設置方法は、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約（以下「貸付」といいます。）とします。

4 貸付の期間

貸付の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。（更新はありません。改めて公募する予定です。）

5 入札参加の資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 法人にあつては奈良県内に本店、支店又は営業所を有し、個人及び法人格を持たない団体にあつては宇陀市内で自動販売機の設置業務を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する5年以上の実績を有すること。
- (3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判

を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ないもの
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。）であること。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者が契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成5年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。）であること。
- ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）

- に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
 (10) 宇陀市が賦課するすべての税を滞納していないこと。

6 飲料自動販売機の仕様書及び貸付条件等

別添「飲料自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」によります。

7 入札参加審査手続き

参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）とともに入札参加資格を有することを証明する下表の提出書類を提出して下さい。

(1) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	○	○
②	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
③	住民票記載事項証明書（住所地の市町村役場）		○
④	業務実績書（様式第2号）	○	○
⑤	販売品目一覧表（様式第3号）	○	○
⑥	役員等一覧（様式第4号）	○	○
⑦	身分証明書（本籍地の市町村役場）		○
⑧	印鑑証明書（法人＝法務局、個人＝市町村役場）	○	○
⑨	誓約書（様式第5号）	○	○
⑩	納税証明書（宇陀市税に滞納がないことの証明）	○	○
⑪	商品販売に必要な営業許可証の写し	○	○

(注) 1 証明書類は発行後3ヶ月以内のものとする。

2 提出された書類は返却しません。

3 宇陀市に納税義務がない場合は、納税証明書としては提出していただく必要がありません。

4 提出された書類の個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

(2) 提出方法

上記(1)に記載の書類を直接持参又は郵送により提出して下さい。FAX、及び電子メールによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「自動販売機設置に係る応募資格関係書類」と明記して下さい。

(3) 提出先

〒633-0298 宇陀市榛原萩原815
 宇陀市立病院経営企画課 あて

(4) 提出期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月16日（火）午後5時必着
 ただし、持参される場合は、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時に限ります。

8 入札参加通知書の送付

提出された書類を審査し、入札参加を認めた者に対して入札参加通知書（様式第7号）とともに、賃貸借料提案書（入札書）（様式第8号）を郵送しま

す。郵送日は令和6年1月23日(火)とします。

9 現地説明の日時

1回目 令和5年12月27日(水) 午後2時

2回目 令和6年 1月 9日(火) 午後2時

いずれかの日時に希望者は新本館1階売店前に集合して下さい。

10 質問受付及び回答

(1) 質問方法は、次によります。

① 入札参加審査手続き（提出書類）、「飲料自動販売機の仕様書」に関する質問

令和5年12月20日（水）～令和6年1月9日(火)（午後5時締め切り）の期間に、質問書（様式第6号）を使用し、FAX又は郵送により受け付けます。

FAX番号 0745-82-0199

郵送先 〒633-0298 宇陀市榛原萩原815

宇陀市立病院経営企画課 あて

② 賃貸借料提案書（入札書）、その他入札に関する質問

令和6年1月23日(火)～令和6年1月26日(金)（午後5時締め切り）の期間に、質問書（様式第6号）を使用し、FAX又は郵送により受け付けます。

FAX番号 0745-82-0199

郵送先 〒633-0298 宇陀市榛原萩原815

宇陀市立病院経営企画課 あて

③ 受付期間以外の質問、指定（様式第6号）以外の様式による質問、指定方法によらない質問は、一切受け付けしません。

※ 電話、来院による口頭質問には一切対応いたしません。また質問書を持参されても受け取りしません。

(2) 回答方法は、次によります。

原則として、質問者に対しFAXで個別に回答します。なお、設置希望業者に共通する質問事項及び回答は、全ての設置希望業者に回答します。

11 入札保証金

免除します。

12 賃貸借料提案書（入札書）（様式第8号）に記載する金額

消費税及び地方消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。

なお、賃貸借契約については、提案額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借契約額とします。ただし、消費税等の税率が変更された場合は、その税率を適用した金額に変更します。

13 賃貸借料提案書（入札書）（様式第8号）の提出

(1) 提出方法

賃貸借料提案書（入札書）（様式第8号）を直接持参又は簡易書留郵便により提出して下さい。

なお、提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「貸付借料提案書在中」と明記し、封筒継目部分に割り印を押して下さい。

(2) 提出先

〒633-0298 宇陀市榛原萩原815
宇陀市立病院経営企画課 あて

(3) 提出期間

令和6年1月23日(火)～令和6年2月5日(月) 午後1時必着
ただし、持参される場合は、土曜日・日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時に限ります。

14 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年2月5日(月) 午後3時

(2) 場所

宇陀市榛原萩原815
宇陀市立病院 北館3階 旧カルテ庫（立会い希望者は時間までにお越し下さい。）

15 落札者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

- ① 決定方法は、応札者から提出された貸付料提案書（入札書）の入った封筒を開封し、本市が定める最低貸付料（年額）以上で最高額の貸付料を提案した応募者を落札者とします。
- ② 最高額の貸付料を入札した応募者が2者以上あるときは、宇陀市民の個人事業者を優先して契約相手方とします。宇陀市民の個人事業者でない場合は、直ちに当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。
- ③ 落札者が本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 落札者の公表及び通知

落札者の決定は、令和6年2月5日(月)の予定です。

開札結果は、落札者にのみ直接通知します。落札しなかった方には、連絡を行いません。後日、ホームページに、設置業者の商号又は名称（氏名）を掲載する予定です。